

1. 日本による韓国支配
2. 国家神道について
3. 宗教弾圧
4. 韓国に於けるキリスト教迫害
5. 弾圧を受けた人物の実例（殉教者朱基徹牧師への弾圧について）
6. 韓国に於けるキリスト教迫害の中心に位置する靖国思想

## 1. 日本による韓国支配

日本の韓半島侵略は 1875 年の丙子修好条約<sup>\*1</sup>の締結をもって始まる。日清、日露両戦争の勝利をもって、韓半島からの清とロシアの影響を排除。乙巳五条約（第二次韓日協約）を強制して韓国の外交権を強奪<sup>\*2</sup>。1906 年に統監府を設置し、翌年、韓国の軍隊を解散させた。そうして、1910 年には韓国を併合し、韓国侵略を決定づける。神社参拝の強制が始まる 1930 年代以前の日本の弾圧政策は、一般に次の二つの時期に大別される。いわゆる①「武断統治時代」（1910~1919）と②「文政時代」（1919~）である。

①「武断統治時代」：伊藤博文が初代統監として赴任した当時、日本は宗教に対して形式上友好的な政策をとった<sup>\*3</sup>。しかし、こうした友好的な雰囲気も 1909 年に伊藤博文が安重根により暗殺されるや一変する。1910 年 8 月、日本は韓日合併条約を結んで韓国を併合。統監府は總督府に昇格し、初代總督に寺内正毅陸軍大将が就任して武断統治を開始した。寺内時代の武断統治とは一体どのようなものであったか？それは、徹頭徹尾、軍政の一言に尽きる。まず、總督自身が武官専任<sup>\*4</sup>であり、天皇に直属し<sup>\*5</sup>、陸海軍を統率し、その下に憲兵警察制度が布かれていた。この憲兵警察制度とは、要するに、武官である憲兵が文官である警察官を兼務しているもので、憲兵司令官が警務總督を、各地方の憲兵隊長が警察部長を兼ね、という具合に、以下同様であった。こうした恐るべき武力弾圧によって全国が統治されていたのである。一般官吏は勿論のこと、学校の教員に至るまで軍服を着、帶剣していた。總督の権限は韓国の立法、司法、行政に関する全権を掌握し、さながら韓国に於ける専制君主、「天皇」であった<sup>\*6</sup>。こうした統治システムを背景に、以下のような侵略政策を展開していった。言論を統制し、土地、あらゆる産業、資源を収奪した<sup>\*7</sup>。そして、總督府は 1910 年に制令 10 号「犯罪即決法」を施行。被疑者の陳述と警察署長の認証の

\*1 「朝鮮は自主国として日本と平等權を持つ。（一条）…これは朝鮮から清の勢力（宋主權）を排除し、朝鮮侵略の道を開こうというもので…」李象奎『韓国教会の歴史的流れ』 大韓耶蘇教長老会総会教育委員会 59p.

\*2 これは「国際社会に於て…國權の放棄を意味するものであった。」『韓国基督教歴史 I』 韓国基督教史研究所 基督教文社 324p.

\*3 教会や YMCA に多額の献金をしたり、宣教師への治外法権を認めたり、高等法院長に基督教信者を任命したりした。『日帝の韓国支配政策史』 姜東鎮 ハンギル社 72~75p.を参照。

\*4 「總督は親任トス。陸海軍大將ヲ以テ之ニ充ツ」（第二条）朝鮮總督府官制 姜在彦『日本による朝鮮支配の 40 年』 朝日新聞社 56p.

\*5 一師團は平時約一万人、戦時には三万人に増える。總督はこの二つの師團を持っていた。天皇直属ということは、たとえ政府と意見の異なる時にも出兵できたのである。

\*6 總督の命令（制令）は法律そのものであった。だから、国会で議決された日本の法律が韓国で施行される時には、天皇の勅令による「朝鮮總督ノ命令ヲ以テ」上から降りて來るのであって、一方的な服従のみが韓国人たちに強制されたのである。

\*7 1910 年、併合条約が調印された三日後に「言論集会取締令」を出し、すべての団体を解散させ、すべての新聞を廃刊にし、国内の情報を統制した。韓国基督教研究会 前掲書 332p. 1912 年、所有する土地の申告を命じる「土地調査令」を施行。韓国人の多くは日帝への非協力の立場からこれに従わず、またある者は申告そのものの法的意義を知らなかつたために申告せず、申告しなかつた土地はみな總督

みで即決処刑できる内容を骨子とするこの法によって反対勢力を徹底的に武力弾圧した。拷問による自白だけで有罪判決を下した「105人事件」は裁判のあまりの不当性と残虐性の故に欧米から「野蛮的、非文明的」と激しく非難された<sup>\*8</sup>。また、特に韓国に於ける基督教の存在を最も恐れた<sup>\*9</sup>総督府は、教会を武力的<sup>\*10</sup>、非武力的に弾圧した<sup>\*11</sup>。また、教会の重要な事業である医療活動<sup>\*12</sup>と教育活動<sup>\*13</sup>を抑圧した。

こうした総督府の武断統治に対して朝鮮民族の根源的抵抗が爆発するが、それが1919年三月一日の三・一独立運動であった。集会約千五百回、総勢約二百万名が参加した韓国史上最大の非武装デモにより<sup>\*14</sup>、総督府の武断統治は失敗に終わる。

②「文政時代」：武断統治の失敗により、日本は長谷川好道総督を更迭、齊藤実を総督に任命し、いわゆる「文化政治」を始める。その内容は(i)憲兵制の廃止と普通警察制の実施、(ii)一般官吏の帶刀禁止、(iii)韓国人官吏の任命および給与規定の変更、(iv)韓国語新聞の許可であった。しかし、実際には、例えば(i)などは憲兵が警察の制服に着替えることに過ぎなかつたし、その人数と武器はむしろ二～三倍に増えた。それ故、このような統治のあり方は「懷柔政策」と言うべきであろう。独立を認めない、という決定的な制約があったので本質的には変わらなかつたものの、しかし、幾分かの改善は見られた。例えば、言論の自由を認めた結果、「東亜日報」等の新聞や、教会の教団誌等が出版された。朝鮮語の教育も許可

---

府に収奪され、日本人移住農民や東洋拓殖会社（日本の土地会社）に安価で払い下げられた。これにより、総督府は全国農土の約40%を収奪し、膨大な小作料(5~7割)と税金を手にすることになった。土地を奪われた韓国人たち（全人口の80%は農民だった）は極貧の小作農に転落。その内の多くは中国（特に東北地方）、シベリア、日本、アメリカへと移住していった。全農地の半分以上が、全農家数の3.3%に過ぎぬ地主（このうち日本人の比率が高い）に集中した。閔庚培『韓国キリスト教史』日基督教出版局 307p.、柳東植『韓国のキリスト教』東京大学出版会 80p.等を参照。  
土地調査令と同様の方法で、朝鮮総督府と日本人が金山林の50%を手にした。1910年以降、日本人漁民を移住させて黄金漁場を独占。日本は一時、世界第二位を占めた。金、銀、鉄、銅等の地下資源、鉄道、港湾、通信、航空、道路などを独占経営。タバコ、高麗人參、塩等を専売した。加えて、略奪に等しい安価で買い取った原料を加工して、再び韓国に持ち込んで売りさばき、二重に搾取した。アンドリュー・C、ナム『韓国の歴史』ハンリム出版社 83p.

\*8105人事件とは、反対勢力弾圧のために日帝が偽装した謀略。寺内總督を暗殺しようとしたという理由で民族運動指導者約六百名を逮捕。123名が起訴されたが、うち107名は基督教信者だった。百五名が有罪判決を受けた。しかし、国際世論の激しい反発に届して1915年に全員釈放された。李象奎『韓国教会の歴史的流れ』64p.

\*9当時、基督教の思想は、国家独立の思想と深く関係していて、しかも国内外の独立運動団体と関係を持っていた。韓国基督教歴史研究所『韓国基督教の受難と抵抗』新教出版 33p. それ故、総督府にとって、基督教会こそは、まさに存亡を賭けて対決せねばならない最大の敵であった。「朝鮮に於いて基督教と日本が共存することはできない。どちらか一方が無くならねばならない。」と言った初代統監伊藤博文も、カトリック教徒の安重根に暗殺された。

\*10105人事件もそのひとつであるが、黄海道で新文化運動を通して独立運動を進めていた「海西教育総会」の基督教指導者が約160名逮捕、投獄された。柳東植 前掲書 78p.

\*111915年、「布教規則」を制定公布。布教者には資格を必要とし、教会堂、布教所の設立と変更を許可制にした。警察が教会の集会や礼拝を監視し、干渉した。牧師の説教ばかりでなく、普段の言動に対しても責任を問うた。教会の出版物も徹底的に検閲を受け、独立を示唆する内容には文句をつけた。韓国基督教研究所 前掲書 31p.

\*121913年、総督令によって医療を行う者の資格証規定を定めて医療宣教師の活動を制限した。柳東植 前掲書 79p.

\*13反体制的な思想を持たないよう韓国人の「農民化」を計り、「忠良な帝国臣民」を育成するために、1911年「朝鮮教育令」を公布。また、同年「私立学校規則」を発布して日本語の使用強制と宗教教育の禁止を定めた。これにより、基督教系学校は聖書を教えることができなくなった。こうした弾圧によって、基督教学校の数は減少し続けた。韓国基督教研究所 前掲書 87p. 32p. また、1915年には植民史綱に立脚した「朝鮮半島史」を「捏造して」日帝の侵略を正当化した。李象奎『韓国教会の歴史的流れ』61p.

\*14これに対する総督府の武力弾圧は言語に絶するものであった。総督府はすでにあった前述の二個師団に加えて六個大隊とし、憲兵300～400名を増援。朝鮮軍司令官宇都宮太郎は四月一日「あらゆる強圧的手段を使って抑圧する」よう指示した。この残虐非道な武力弾圧によって、7509名が死に、15,961名が負傷。逮捕者が46,948名、毀焼教会数47、毀焼学校数2、毀焼家数715の被害を受けた。特に堤岩里教会の集団虐殺などは海外に報道されて外国から非難を浴びた。

し、「私立学校規則」を改正して基督教学校で聖書を教えることを許可した。「布教規則」を改正し、教会設立も許可制から届出制に変えた。<sup>\*15</sup>しかし、ある宣教師の言う通り、日本は教会への監視と干渉を緩めなかつた。「彼らは時々教会と学校での礼拝への参席を主張し、何を言つてゐるか、何をしてゐるかと規制しようとした。彼らは学校の講堂で何回も足を踏み入れて色々と嫌疑をかけ、学生たちを逮捕し、また、すべての出版物を検閲して、時には教会の週報の記事に対しても反対する。<sup>\*16</sup>」また、総督府は、一部信徒を買収して外国人宣教師排斥運動を助長し<sup>\*17</sup>、民族主義的な学校、基督教学校に不利な規則を課した<sup>\*18</sup>。基督教を中心とした、独立運動団体<sup>\*19</sup>に対する武力弾圧も緩和しなかつた。また、1925年には治安維持法が韓国でも施行された。1928年には改悪されて、死刑や無期懲役も含むようになる<sup>\*20</sup>。以上がいわゆる「文化政治」の内容であった。

## 2. 国家神道について

天皇制国家のイデオロギーとなった国家神道の原型は神社神道である。これが天皇制と結びついて国家神道が登場した。しかし、それは実は元来の神道とはかけ離れたものであつた。そこで、神道とは何であり、一体どういう経過で国家神道が誕生するに至つたかを簡単に見てみよう。

### ①民俗宗教としての神社神道；

神社神道とは、日本の原始社会で成立した日本の民俗宗教である。村上重良氏によれば、宗教学上の分類は、型態的には最も原始的な自然宗教であり、伝播の範囲からは民俗宗教である<sup>\*21</sup>。民俗宗教とは、元来その地域共同体に於ける原始的な段階の宗教である。日本の原始社会に於いては、稻の豊作を求める農耕儀礼がその内容であった。体系的な教義、宗教イデオロギーを欠き、儀礼に主要な機能があつた。ここに神社神道の特異性がある。かつてアジア一帯を支配しようとした神道とは、実は元来日本民族にしか通用しないはずの、原始的な「民俗宗教」であったのだ。そして、この民俗宗教が、そのまま近代天皇制と合体して絶対化していくのである。これは、西欧の絶対王制とは根本的に異なる点である。民俗宗教に属する集団はそのまま社会集団なのであり、この共同体からの脱出はすなわちその人間の死を意味する。そこには個人の意志も人権も無い。そこに住む以上はその土地の神に服従しなければならない。彼らには

\*15韓国基督教歴史研究所 前掲書 51p.

\*16姜渭祚 『日本統治下韓国の宣教と政治』 大韓基督教書会 51~52p.

\*17韓国基督教歴史研究所 前掲書 52p.

\*181922年、「朝鮮教育令」を改定し、韓国語を使用する学校には韓国語を総督府編纂の歪曲した韓国史、地理を必修科目にし、日本式の教育制度を導入して「民族精神の改造を計った。」また、総督府の要求を満たす学制、財政規模を備える中学校を高等普通学校として認可した。拒否する学校は各種あるいは雑種学校にとどまり、上級学校への進学資格を与えなかつた。その結果、卒業後の不利を恐れて、一般の学生は宗教学校を避けるようになったのである。こうして総督府は狡猾に基督教会の弾圧を計った。 韓国基督教歴史研究所 前掲書 88p.

\*191919年4月、上海に大韓民国臨時政府が設立され、これを中心に国内外にある独立運動団体の連絡が強化され、働きが強化されていった。これらの団体の中には、特に国外では武装闘争も積極的に行つた。「基督者テロ活動」をする者もいた。それ故、これらに対して総督府は武力で弾圧した。1920年真島に於ける大虐殺と教会破壊はその一例である。

\*20 姜在彦 前掲書 109p.

\*21 型態 ①自然宗教～創始者を持たない宗教……例）ユダヤ教、ヒンズー教、道教等

②創唱宗教～創始者を持ち、その説教に拠る宗教……例）基督教、イスラム教、仏教等

伝播の範囲 ③部族宗教～原始、未開社会の宗教

④民俗宗教～血縁、地縁、文化的伝統、習俗などの一定の枠内でしか行われない宗教

⑤世界宗教～人種、言語、国譜等の境界にかかわらず伝播する宗教 村上重良 『国家神道』 岩波新書 2p.

神を捨てる自由も、選ぶ自由もあり得ない<sup>\*22</sup>。

### ②国家神道の前提；

原始宗教である神道は、長い歴史の中で様々に展開しながら日本の社会の中に生き続けてきた。だから、一口に「神道」といっても、その内容は、純粹な原始アニミズム的神道から、仏教的、儒教的、或いはキリスト教的な教義を持つものに至るまで、多種多様である。

先にも述べたが、神道は、元来、単なるアニミスティックな原始宗教であった。それが、古代天皇家の出現（3~4世紀）と日本列島占領に伴い、大陸からの渡来人である自分たちの支配を正当化するために「記紀神話」（「日本書紀」~720~、「古事記」~712~）といった歴史書が編纂されて、日本の土着宗教である原始神道は新たな展開を遂げる。さらに、その後、その時代によって外来宗教の影響を受けながら（中世の仏教神道、近世の儒教神道等…）、教義が体系化されていった。そして、明治時代の直前には、国家神道の直接的母体となる復古神道が登場し、明治維新时期の神道興隆を背景に、シャーマニスティックな教祖によって始められた創唱宗教的なさまざまな教派神道が起こった<sup>\*23</sup>。

19C.に登場し、国家神道の直接的母体となった「復古神道」は、国学者<sup>\*24</sup>の本居宣長（1730~1801）に始まり、平田篤胤（1776~1843）によって完成された。これは、古神道と習合してきた仏教も儒教も排除して、元来の古神道を「復古」しようとしたものである。だが、純粹な古典研究に徹して元来の日本人の心を追求しようとした本居宣長に対して、弟子の平田篤胤は、古神道の無内容さに気づき、神道に宗教としての実体を自ら造りだそうとする。そこで、「無教祖、無教義、無規制、無偶像の無内容<sup>\*25</sup>」で、実践も無かった神道の中に基督教の教義を取り入れたのだ<sup>\*26</sup>。記紀神話の神々を三位一体の神になぞらえ、宇宙の創造主、さらには死後の審判があると説いた。そして、このような超越的絶対的な神々の地上に於ける具現者として天皇を置いた。天皇への忠はそのまま神々への崇敬であった。この復古神道は幕末（明治維新直前）に大いに普及した。この思想こそが日本を中央集権的に統一し、襲いかかる列強諸国の侵略に対抗できる強力なイデオロギーであったからだ。それ故、これが直接的母体となり、明治維新（1868）を経て、国家神道が世に登場するのである<sup>\*27</sup>。

### ③国家神道の成立；

国家神道は1868年（明治元年）以後、1945年の敗戦に至るまで、およそ80年間にわたって日本とアジアを支配した。だが、19C.にいきなり世に登場した国家神道は、原始から存在し続けてきた神道の中でも、言わば異端であって、民衆の内面的な精神生活にまではなかなか浸透していかなかった。それ故、試行錯誤に満ちた形成過程をたどることになる。以下、村上氏の説明を通して概説しよう。

#### i) 形成期（1868~1880年代末）：祭祀と宗教の分離

明治維新（1868年）後、すぐに明治政府は「神道國教化」政策を打ち出した。「祭政一致」を布告し、

\*22同上 11p.

\*23同上 14~75 を参照

\*24国学は、当時、儒教、仏教に影響された古典解釈を批判した純日本性を指向する日本古典の研究。 同上 65p.

\*25小畑進「神道と基督教の接触－平田篤胤神学ノート－」 東京基督神学校 『基督神学 第五号』 1990 45p.

\*26次の小畑進師の言葉はこれを適切に表現している。「申すまでもなく、神道は、自ら無教祖、無教義、無規制、無偶像の無内容性を謳面もなくかざして、外来思想をアーベルの如くそっくり飲み込み、或いは風呂敷の如くに、これを包み込んでは歴史をやり過ごしてきた。すなわち、日本固有の神道から、中世の仏教神道、近世に入って儒教神道と推移していたのであるが、宣長いで仏意儒理の附合を脱し、再び日本固有の古神道への復帰が折角期されながら、その国学も、篤胤によって、今度は新來の基督教神道に変容せんとし、否、そればかりか居直って自らを本教とし、本家として基督教撲滅を図るというドンキホーテの役を演ぜんとしたのである。」 同上 46p.

\*27村上重良 前掲書 66~67p.

仏教と基督教（切支丹）の大弾圧を実行。そして、古代天皇制以来の官職である「神祇官」を再興して全国の神社を直接支配下に組み入れた。そして、国民に神道を教化する「宣教使」を全国に派遣。こうして明治政府は神道を国教化すべく「上から下へ」と組織的に布教しようとする。

だが、これらの政策はすぐに（1872年）挫折する。当時、日本最大の宗教勢力である仏教は、到底弾圧しきれるものではなく、また、基督教会からも、さらには外国からも非難を浴びては<sup>\*28</sup>、約230年間続けてきた基督教禁教令を解く以外になかった。（1873年）また、これに神道界自体の内紛事情も加わって<sup>\*29</sup>、政府は、遂に、神社神道から宗教としての機能を切り捨て、「祭祀」と「宗教」を分離することによって「国家神道」を確立する政策に踏み切った。

こうして政府は神道国教政策に失敗して失意と敗北とを味わったが、結果的に、神社神道の、宗教としての中身を抜くことによって、一般宗教を従属させる特異な国家宗教を誕生させたのである。そして、国家にとっては最も効果的な政治的機能を発揮することになったのだ。

## ii) 教義的完成期（1889～1905年）：大日本帝国憲法と教育勅語

民主化を求める民衆の運動が高揚し、政府は中央集権的な独逸憲法をもとに1889年大日本帝国憲法を発布した。だが、この憲法自体が実は国家神道の史觀に立ったものであり、宗教的權威を持つ「神」である天皇が「臣民」に下賜する形のものであった<sup>\*30</sup>。信教の自由も天皇が「臣民」に与えたものであって國家神道の枠内でのものであった<sup>\*31</sup>。そして、神道、仏教、基督教を公認化すると共に政府の直接の統制下に置いた<sup>\*32</sup>。こうして国家神道は公法化される。

国家神道の事実上の教典となったのは1890年に出された教育勅語である。

これを説明する前に、まず教育勅語の普及役となつた文部省について説明しよう。すでに、神道国教政策が挫折した際に、神道教化のための「神祇官」は神祇省（71年）、さらには教部省（72年）と格下げとなり、遂には71年に新設された文部省と合併となり（72年）、神道教化事業は文部省の教育事業が全面的に肩代わりすることになっていた。この文部省の起源は江戸時代、国学者の拠点になった昌平坂学問所にまでさかのぼる。維新後、昌平学校となって政府の役人たちを教育したが、その規則には「蓋シ神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ、國體ヲ弁スルニ在リ、乃チ皇國ノ目的.....<sup>\*33</sup>」とあるように、もともと文部省とは、そのルーツ、前身自体が、すでに神道の教育機関だったのだ。1899年に私立学校令が出され、この文部省が訓令十二号「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件」を発する<sup>\*34</sup>。これは公教育に於ける宗教教育を禁じたものである。だが、しかし、この訓令の眞の目的は国家神道以外の他宗教（特に基督教）を排除す

\*28当時、長崎の浦上切支丹総流刑事件は海外からの猛批判を浴びた。中村敏「日本初期プロテスタンティズムに及ぼした福音同盟会の影響」18～21p.

\*29神道界内部に於いても、その祭神をどの神にするかで統一した意見が無かつた。それ故、拠るべき統一した教義が無いために、神道界の指導者たちの多くも神道を一般宗教から分離することによって国家宗教としての特権的地位を確保すべきと考えた。村上 前掲書117p.

\*30「皇朕レ仰テ皇祖（天照大神から初代天皇である神武天皇に至る天皇の祖先）皇宗（二代目天皇以降の歴代天皇）、及皇考（明治天皇の父、孝明天皇）ノ神祐ヲ禱リ....誓フ。」とあり、明白な宗教文書である。さらに、（一条）「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇コレヲ統治ス」と、天皇の神聖不可神性を強調した。つまり、ここでは天皇が神であることが言われているのだ。藤原彰著『天皇の昭和史』 新日本新書 27p.

\*31村上 128p.

\*32各宗教の代表を国家の高級官僚として国家神道教義の徹底的な浸透を図った。 村上 130p.

\*33大村晴夫『日本プロテスタント小史』 いのちのことば社 41p.

\*34戸村政博編『神社問題とキリスト教（日本近代キリスト教史資料1）』 新教出版社 43p.

るものであった。すなわち、文部省は、政教分離の立て前を利用して他宗教を排除しながら、すでに非宗教化していた国家神道を「臣民」たちに教育したのだ。

このような文部省の活動は教育勅語の作成と実施をもって頂点に至る。この教育勅語の普及こそは、かつて挫折した神道国教政策を今度は教育をもって実現しようとするものである。これは政治を超越した次元の天皇の「勅語」の形式で出された。

「朕惟フニ、我ガ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、…此レ我カ國対ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」現人神である天皇が統治する神聖な大日本帝国（「國対」）から教育が発すると宣言。そして、「父母ニ考ニ、兄弟ニ考ニ……」と一般的な儒教的徳目を解きながら「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵シ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」として、あらゆる徳目は、戦争等に際しては天皇のために忠死することに収斂するのだ、とした。こうして、天皇への忠誠を教育の最終目標とした。加えて、天皇への忠誠は「爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スル」ものとし、天皇への忠誠と祖先崇拜とを一体化した<sup>\*35</sup>。

こうした教育勅語のイデオロギーは恐るべき絶大な強制力を持つものである。国民のやることなす事一切は、結局のところ、神である天皇への滅私奉公に集約される、というのだ。神としての天皇のこの「勅語」は、疑うこととも逆らうことも許されない、まさに神聖不可侵なる神のことばなのである。

天皇のこのような権威というものは法的な権威を超越しているものである。天皇の、超法的な、まさに神的な権威こそは、皇國「臣民」たちの、戦争へのあれほど徹底的な動員を可能にしたものであった<sup>\*36</sup>。

教育勅語の後段には「皇祖皇宗の遺訓」なるこの神聖な教育勅語が「古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラ」ない、全世界に通用する人類普遍的価値を持つと宣言したのである。元来、一介の民族宗教に過ぎぬこの原始宗教が、何と大胆にも普遍的価値を持つとは全くお笑いであるが、ともあれ、これによって、神国絶対の優位性、天皇による全世界の統治の使命、世界を征服する大和民族といったような選民思想の根拠が生まれたのである<sup>\*37</sup>。それ故、この「神聖」なる使命のためには戦争は無条件に「聖戦」と美化され、天皇のための戦死者は「英靈」として靖国神社に合祀されて最高の栄誉を帰せられた<sup>\*38</sup>。

「教育勅語」は天皇皇后の写真である「御真影」と共に全国の学校の公立学校に「下賜」され、祝祭日にはこれらへの礼拝、奉読などの国家神道的儀礼が定められた。

### iii) 制度的完成期（1900年代後半～1930年代初）

日本が帝国主義化して海外へ侵略していくという時期に、（特に日露戦争を前後して）戦勝祈願と武運長久祈願のために、政府は神社の統合整理を進め、全国の神社に対する統制を強めた。全国の神社の社格に高低をつけ、国家神道中心に全国の神社を再編成し、全神社の祭儀を画一化した。天皇の祖神を祀る伊勢神宮はこれら神社の頂点に位置し、すべての神社には天皇の宗教的権威が貫徹された。全国にくまなく張り巡らされたこの網を通して市町村の「臣民」たちに国家神道のイデオロギーが教化されていった<sup>\*39</sup>。

### iv) ファシズム的国教期（1931～1945年）；満州事変（1931年）～太平洋戦争敗戦（1945年）；

\*35 村上重良 『慰靈と招魂』 岩波新書 134p.

\*36 家永三郎 『戦争責任』 岩波書店 47p.

\*37 村上重良 『慰靈と招魂』 135p.

\*38 村上重良 『国家神道』 144p.

\*39 また、国家神道を普及させるために新しい神社が建てられていった。近代天皇制国家のための戦没者を祀る靖国神社や護国神社、（国民の間に天皇崇拜を定着させるために）天皇そのものを祀る明治神宮、さらには、侵略した植民地に天皇イデオロギーを浸透させるための朝鮮神宮などはその一例である。その他にも、国民の教化を目的に様々な神社（本居神社、乃木神社等…）が建てられた。 村上重良 『國家神道』 182～196p.

日本は海外での侵略戦争を大々的に展開して行くにつれて国家神道体制を強化した。満州事変勃発の翌年、カトリック系のミッションスクールでの靖国神社参拝拒否事件をきっかけに神社参拝の強制が正当化されるようになった<sup>\*40</sup>。治安維持法（1925年）が、1941年、死刑を含むものに改悪されて、民主主義運動、社会主義運動、そして宗教弾圧に猛威をふるった。1939年、宗教団体法が公布され、全宗教は天皇制ファシズムの下に完全に統制され、戦争協力に動員されることになった。国体に反する一切の思想は徹底的に弾圧された。1940年には神道国教政策の失敗後、実に70年ぶりに「神祇官」が設置され、国家神道は絶頂期に達した。第一代神武天皇の「八紘一宇」の詔<sup>\*41</sup>を実現して、天照大神の神威と天皇の御稟威を全世界に及ぼすべく、神國日本が全世界を相手に聖戦を戦う、という恐るべき狂気の教義へと国家神道は遂に展開したのであった。

### 3. 宗教弾圧

宗教弾圧は具体的には宗教団体法と治安維持法によりなされる。そこで、まずは宗教団体法の本質と問題点について以下に整理したい。

憲法発布から10年後の1899年7月、政府は「神仏道以外の宗教の宣布者及び堂宇説教所講義所の設立移転廃止などに関する届出規定」（内務省令第41号）を設けた。これまでキリスト教の関係する法律としては1889年の明治憲法第28条「信教の自由」規定があったが、この内務省令41号に於いて「神仏道以外の宗教」という呼び名ではあるものの、キリスト教は初めて正式に宗教行政の対象として取り扱われるようになったのである。そして、それは同時にキリスト教を行政の管理下に置くためでもあった。翌1900年には内務省社寺局を神社局と宗教局に分けられ神道と他の宗教とを差別する<sup>\*42</sup>。

宗教法案は1899年12月、山県内閣によりはじめて第14回帝国議会に提出された。5章53条からなるこの法案には次のような条文が含まれていた。「第9条 宗教の宣布宗教上の儀式の執行その他宗教上の事項に関し安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たるの義務に背く行為ありと認むるときは主務官庁に於いて其の変更若は取消を命じ又は之を禁止することを得」「第36条 主務官庁は安寧秩序を害すると認むる者に対し教師たることを停止し又は禁止することを得」この法案の意図するところが何であるかは、貴族院に於ける山県有朋首相の次の提案理由から理解できる。「抑も信教の自由は憲法の保障する所でありまするが故に其の由來の如何を問はず又宗教の異同を論ぜず國家は信仰の内部に立ち入って干渉せざること勿論のことであります。加え努めて其の自由を保たしめなければならぬことと存じます。併しながら其外部に現るる所の行為に附きましては例へて申しますれば寺院教会の設立又は信徒の結集その他教規宗制等総べて其の外部に現るる所の形に至りましては国家は之を監督して社会の安寧秩序を妨げず又其の職責に属するものと存じます。」しかし、この法案に対しては仏教、特に東本願寺から強い反対運動が起こった。仏教が国教として公認されず、しかも新しい外来宗教のキリスト教と同一視され、同じ扱いを受けることになっている点が大きな原因であった。キリスト教では日本基督教徒福音同盟会の委員会で、充分修正を加えた上で成立させることに賛成させる意見が多かった。日陰者であったキリスト教界は、教派神道、仏教と並んで国家の公認宗教として扱われていることにむしろ喜んだ。この最初の法案は貴族院での審議の

\*40学生が参拝拒否した事件で、大学側は文部省に神社は宗教か否かについて解答するよう要請。これに対して文部省は「学生生徒児童ヲ神社ニ参拝セシムルハ...愛国心ト忠誠トヲ現スモノ」と、神社参拝の宗教性を否定した。戸村政博編『神社問題とキリスト教』 47p.

\*41「日本書紀」に登場する第一代神武天皇の言葉に出てくるもので、「八紘」は元来中国のことであるが、ここでは全世界の意味。「八紘一宇」とは全世界を天皇に帰一させるという思想。 村上重良『国家神道』 207~208p.

\*42高橋昌郎「明治のキリスト教」 吉川弘文館 pp.172-173

結果、1900年2月に否決された。これとは別に、1900年3月、当時顕在化してきた労働運動に対処するため、従来の集会条例、保安条例、集会及び政社法を集大成して治安維持法が制定される。その第五条には「左に掲ぐる者は政事上の結社に加入することを得ず」とあり、軍人、警官、教員、学生生徒、女子などに並んで「神官神職僧侶其の他諸宗教師」がそれに該当することになった。これにより宗教家は政党に加入することが禁止され、例えば宗教法案への反対運動なども取り締まりの対象となった<sup>43</sup>。

その後、二十数年を経て、政府は若槻内閣の手で1926年6月に再び宗教法案を発表し、同時に宗教制度調査会を設置して調査に当たった後、翌1927年1月に帝国議会に提出した。6章130条からなるこの法案には第一回の法案であげた条文の他に宗教教師の学歴を限定する条文があった。「第16条 宗教教師は左の各号の一に該当せざるものにして少なくとも中学校若しくは高等女学校を卒業し又は之と同等以上の学力を有し且二年以上当該宗教に関する専門の学業を修め年齢二十歳以上の者たることを要す。(一) 禁治産者又は準禁治産者 (二)破産者にして復権を得ざる者 (三)第百五条又は第百十条の規定に依りて禁固以上の刑に処せられたる者 (四)懲役六年以上の禁固旧刑法の重罪の刑又は重禁固に処せられたる者宗教教師が前項各号の一つに該当するに至りたる時は其の身分を失ふ」キリスト教界は「宗教法案反対基督教大会」を開いたり陳情に歩いたりと活発に反対し、法案は貴族院で審議未了のまま廃案になる<sup>44</sup>。

その二年後の1929年には宗教法を「宗教団体法」と名を変えて提出されたが(第一次宗教団体法案)、これも同様に廃案となり、1935年にも「宗教団体法草案」が宗教制度調査会で諮問されたが撤回された。

しかし、1938年、戦時体制が強化されて内閣が軍部に握られ、陸軍大臣荒木貞夫が第一次近衛内閣の文部大臣になる中、遂に宗教団体法が成立する。文部省の解説によれば、この法案の真意は次の点にある。「さらに実質的に、国家と歩みを共にする宗教に対しては保護、助長、救済の道を新たに開くと共に、一方、公安を妨げ公益を害するような行為に対しては、より厳重に取り締まることが必要である。今回の宗教団体法案は實にかかる意図のもとに立案されたものである。」つまり、国家権力に服従する宗教は保護し、国家権力に反対する宗教は厳重に取り締まるという露骨な強圧的な態度である。宗教団体には「神道教派、仏教宗派基督教其の他の宗教の教団」と記され、基督教という名称が宗教法案として初めて明記される。宗教団体への免税などの保護も規定されている。衆議院本会議では「この法案に神社神道が含まれていないのはなぜか。神社法を別に制定するのか。さらにこの法案では宗教の保護よりも監督に重点が置かれているように思われる」との質問がなされたが、荒木文部大臣は次のように答えた。「神社は別である。宗教を保護も監督もする。」この宗教団体への監督とはどのようなものであるのか、貴族院特別委員会で文部省宗教局長松尾長造は次のように答弁した。「若しも宗教団体或は教師等が、教義の上から我が国に於て神社参拝を拒むような、或いは人を参拝させないような、若しもさういう不料簡な真似をするやうでござりますれば、それは明らかに安寧秩序を紊す者である、少なく其公益を害するといったやうなことに相成らうかと存じますので、その点は一つ厳かに本法によって律していきたい、斯う考えて居ります。」戦時下で状況が状況だったとはいえ、これまでの反対運動は全く起こらず、キリスト教会の中には自分たちが初めて一人前の宗教として教派神道、仏教と肩を並べて國家の公認宗教となったことを喜ぶような主張も少なくなかった。宗教団体法の成立した年の日本基督教連盟常議員会(総括的)報告には次のようにある。「四. 宗教団体法は本年の第七十四議会に於いて二月十八日貴族院を通過し超へて三月廿三日衆議院を通過して愈々其の成立を見たり、是に於いて基督教が神道仏教と全然同一の立場に於いて国家の法文上に公認せらるるに至りしは我国基督教に取り一時期劃成の事たるは瞭かにして多年之が為

\*43同志社大学人文科学研究所編 「戦時下抵抗の研究」 みすず書房 pp.151-152

\*44同志社大学人文科学研究所編 「戦時下抵抗の研究」 みすず書房 pp.152-154

基督教全般の利益のために努力せられたる多くの先輩教友に対して感謝すると共に本連盟はこの機会を以て從來國民の間に低迷せる誤解を一掃すべく努力を重ねつつあり。」また、日本基督教連盟の発行していた「基督教年鑑・1940年版」には「宗教團体法成立の意義」と題する文章があり、次のように言う。「神道は教派、仏教は宗派、基督教は教団といふ名称を以てその宗教團体を區別されているが、基督教に取つてはこの度の法案は極めて大きな特權を賦与されたものと謂はねばならぬ。それは從來の宗教法規中には基督教なる文字は會て出ていなかった。唯『神道仏教並びにその他の宗教』というやうに記されていたのであるが、今回は我国歴史あって始めて基督教が國家公認の團体として、法文上に明記されるに至つたもので、是は實に歴史的の出来事といはねばならぬ。基督教が開教以来僅か80年にして、然も旧幕時代から切支丹邪宗門と連想されて不利な立場に於いて苦闘を続け、その発達も従つて量に於いては甚だ微力であるに拘わらず、神道仏教と全く同列に國家公認の團体とせられた事は非常な特典といふべきであらう。」當時の教会はおおかたこういう感じで歓迎するか或いは無関心であったが、中には「基督教は國家の保護に由て発達し得ざる素質を有している」と國家の保護を良く思わない意見や、田上穡治のように宗教團体法が憲法に規定された信教の自由を制限するものではないかと疑問を投げかける意見もあった<sup>45</sup>。

法の主な内容は、まず宗教團体と宗教結社とを區別する。宗教團体とは、教義や儀式についての一定の要件のもとに主務大臣または地方長官によって認可されたものである。これに対し、宗教結社とは、それ以外の、從來の類似宗教と呼ばれてきたものである。そして、宗教團体には免税などの保護が規定されるが、宗教結社（類似宗教團体）は国家による保護の対象から外される。そして、重要なのは、政府が「邪教殲滅」すなわち所謂類似宗教團体なる非公認宗教を根絶する方針を探っていたことである。それは特に1935年の第二次大本教事件以降のことである<sup>46</sup>。

大本教は本来神道系の宗教團体であるが、新興宗教であるため「類似宗教團体」「淫祠邪教」とみなされて弾圧された。1921年にも弾圧されたが、それまでは当局は未だ類似宗教團体そのものに対する明瞭な規制政策を持っていなかった。當時、内務省警保局の治安構想は、国家体制の打倒を直接目的とする組織や運動は徹底的に取り締まるが、それ以外にはさほど関心が無く、その存在を一応前提として当局の設定する行政的規制の枠内にその行動を限定していこうとするものであった。從来は内務省の専権的な領域であった宗教團体の規制は、1914年に内務省内の部局であった宗教局が文部省への移管に伴い、大きく二つに分割して管轄されることになった。神道13派、仏教11宗56派とキリスト教諸派のいわゆる公認宗教團体の管理は文部省に移り、非公認教團（類似宗教團体）の規制は警察的規模領域の一部として内務省警保局の管轄下に置かれた。中央官庁の組織替えに応じて、府県段階でも、公認宗教團体の監督は学務部社寺課が、類似宗教團体は警察部が分担した。警察規制も府県によって高等課が一括して所管する所と、公認教團は高等課が、類似宗教は保安課が担当する所もあって一定していない状況にあった。このような取締機關が分立している状況自体、内務省警保局が宗教警察の領域を軽視していた証拠でもあった。このように1920年代を通じて宗教警察への関心が低かった理由は、警察の全精力が共産党撲滅のための取締りに向かっていたからである<sup>47</sup>。

しかし、1930年代に入ると状況は大きく変化することになる。昭和恐慌下で新興宗教團体が急増し、その勢力が飛躍的に増大したのである。中でも、天皇制神話に類似する神話を持つ神道系の新興教團の増

\*45同志社大学人文科学研究所編 「戦時下抵抗の研究」 みすず書房 pp.157-161 日本基督教団宣教研究所教員資料編集室 「日本基督教団資料集 第一巻 第一編 日本基督教団の成立過程(1930-1941年)」 日本基督教団出版局 p.187

\*46同志社大学人文科学研究所編 「戦時下抵抗の研究」 みすず書房 pp.158

\*47渡辺治 「ファシズム期の宗教統制～治安維持法の宗教團体への発動をめぐって～」 東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会4 戦時日本の法体制』 1979 pp.115-119

大が最も顕著であった。これらの教義は必ずしも天皇制国家のイデオロギーを正面から批判するものではなかったが、国家に組み込まれることなく強固な一体性と国家からの自律性を持つ集団が社会で急増すること自体、取締当局に恐怖を与えた。国家が未だ国民を思想的に動員できていないその思想的な空虚に邪教がつけ込むのである。第二次大本教事件直後に開かれた特高課長会議席上で警保局長唐沢は「邪教」氾濫の原因を次のように説明している。「個人個人に欠陥が満たされない一つの空虚があつてこの空虚に突き入つてこの邪教が蔓延つたものである……この社会其のものに思想上或いは日常生活上満たされないところの欠陥空虚があつて此處に斯く大がかりな不逞の意図が計画せられると言ふことに相成る」。とすれば、「邪教」の行動を一定の領域内に規制しておくという取締りでは害毒を防止できず、それを「殲滅」し、同時にその「空虚」を天皇制イデオロギーで埋めなければならないと考え、内務省警保局は邪教殲滅に乗り出したのである<sup>\*48</sup>。30年代前半に内務省警保局が宗教警察を重視するに至る第二の要因として、1933年前後までに、それまで内務省（特高）と司法省（思想検察）の二大治安機構が総力を挙げていた共産党を中心とする運動の弾圧にひとつのメドがついたことがあげられる。そうなると、それまで共産党取締りを理由に拡張に次ぐ拡張を重ねてきた特高機構は新たな「獲物」を見つけなければ縮小の憂き目を見ることになる。多数の「思想犯」人を抱えてその刑事処分、転向政策にてんてこ舞いの思想検察に比べて特高の方はその要請が一層切実であった。そのため、焦る特高側は新たな「獲物」を求めて新興宗教団体に注目したのである<sup>\*49</sup>。

こうして内務省警保局は宗教団体取締りに俄然意欲を見せる。1935年6月には内務省警保局の機構も改編され、本省高等課所管の宗教に関する事項は保安課に、地方警察部各課に分属していた宗教警察事務は特高課の所管になる。警視庁でも、「国家主義運動に関すること」と並んで「宗教警察に関するこ」が特高部特高課第二係に置かれるようになる。さらに1936年には宗教警察事務は特高部特高二課一係として独立する。それと並行して内務省警保局（＝特高）の「左翼」担当スタッフが宗教団体弾圧の担当に移動して宗教規制は特高警察の領域に組み込まれることになる。こうして、内務省警保局（＝特高）に於いて主導された第二次大本教への弾圧は、類似宗教のみならず、公認宗教団体をも含めた「邪教」殲滅のモデルとなつた。そして、この時から公認宗教も含めた全宗教団体を対象にした本格的な「邪教」狩りと「邪教」殲滅活動がなされていくことになる<sup>\*50</sup>。

これに加えて「類似宗教」の概念も拡大解釈されていく。そもそも「類似宗教」の概念は1919年に登場して以来、非公認宗教団体を指すものとして使用されてきた。所轄官庁の点から見ると、公認宗教は文部省の保護監督下に置かれ、類似宗教団体は宗教団体とは見なされないため一般の結社警察権を有する内務省警保局（特高）の管轄下に置かれていた。しかし、1935年の第二大本教事件以降はこの概念が変容を開始する。公認非公認を問わず全宗教団体への参入を目指す内務官僚により「類似宗教」概念が拡大されて、公認非公認を問わない全宗教を対象とするようになったのである。「公認宗教は、在来我国に存在せる宗教中其の歴史的伝統と国民生活に対する浸潤とを顧慮し、特別の法規を制定し其の健全な発展を保護助力するものであつて専ら文部省の所管に属するものである。従つて宗教警察の対象は一応公認宗教よりも類似宗教にあるが如く見受けられる。然し乍ら如上の現行法の基準は、固より宗教警察の限界を定めたもの

\*48渡辺治 「ファシズム期の宗教統制～治安維持法の宗教団体への発動をめぐって～」 東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会4 戦時日本の法体制』 1979 p.119

\*49渡辺治 「ファシズム期の宗教統制～治安維持法の宗教団体への発動をめぐって～」 東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会4 戦時日本の法体制』 1979 pp.119-120

\*50渡辺治 「ファシズム期の宗教統制～治安維持法の宗教団体への発動をめぐって～」 東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会4 戦時日本の法体制』 1979 p.120

でないことは勿論であって....之が取締は個々の宗教の具体的行動によって決すべきであり....文教的立場から公認であると否とは、之を問ふ必要なきことは多言を要せざる処である。」（永野若松「宗教警察について」1936年）こうして、「類似宗教」概念が拡大されて、公認非公認を問わない全宗教を対象とした「邪教」殲滅が特高によってなされていったのである<sup>\*51</sup>。

このような中で宗教団体法が成立する。この法はすべての宗教団体をその対象に置き、それを「宗教団体」と「宗教結社」とに二分した。前者は従来の公認宗教に該当し、後者は従来の類似宗教団体に該当するものであるが、宗教団体法はこの両者を同一の規制の下に置いたのである。そして、これらの団体または結社、もしくはその教師の行う教義の宣布等が「安寧秩序を妨げ又は臣民たるの義務に背く時」は主務大臣はそれを制限し、教師の業務停止を命じ、設立の認可取り消しをもなす権限を有した（同法16条、25条）。同様に、主務大臣は、団体などの職員の教規、宗制等の違反行為の取り消し、停止、禁止、又その者の改任権を有した（17、25条）。こうして今まで宗教行政のらち外に置かれていた類似宗教団体＝非公認宗教をも含むすべての団体を厳しい行政規制の枠内に置いたのである。この場合、行政処分の基準となる「安寧秩序」、「臣民たるの義務」、そして「公益」の内容は、1935年以降に特に問題となる「国体観念」であり「皇道精神」であった。こうして、宗教団体法は文部省が全宗教団体を統制するための武器となる。すでに1935年以降治安維持法を振りかざしながら宗教団体規制に介入していた内務省や司法省に対抗する手だてを、1938年になって文部省はようやく手にすることことができたのである。内務省や司法省では主な「邪教」殲滅に成功した後、治安維持法の全面改正作業に入る。それまでは「国体変革」が取締りの対象であったが、改正治安維持法では「国体を否定」（7条）する者、すなわち国体に批判的な考えを持っただけで取締りの対象となるという個人の内面までもが取締りの対象となる改正により、全宗教団体を対象とした恐るべき「邪教狩り」がなされていくことになる<sup>\*52</sup>。

以上見てきた宗教団体法の圧力によって日本基督教団が成立する。大本教弾圧や燈台社への弾圧で明らかになつたように、たとえ公認宗教であっても治安維持法による取締りの対象となるのに、ましてや非公認となり、「淫祠邪教」とみなされたならば、それこそ「殲滅」させられる。それで、日本の諸教会はそうなることを恐れて日本基督教団に合流したのである。そして、日本政府は、これに合流しない宗教団体を淫祠邪教とみなして容赦ない弾圧を加える。

#### 4. 韓国に於けるキリスト教迫害

2の項目に於いて、単に一地域の一民族宗教に過ぎない神道が祭教分離を以て国家神道と化し、教義と制度が整えられて、遂にはアジア侵略の恐るべきイデオロギーへと強大化していった事実を確認した。天

\*51 渡辺治 「ファシズム期の宗教統制～治安維持法の宗教団体への発動をめぐって～」 東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会4 戦時日本の法体制』 1979 pp.143-144

\*52 「国体変革」という言葉について、同法案の委員会審議で司法省の政府委員太田耐造はその必要性を以下のように述べる。「国体変革と申しますると、国体を破壊致しまして、別個の制度を実現すると云ふことを....云ふ、其の間に因果の関係を必要とするのでございます。所が特殊な類似宗教団体に於ましては、其の一定の事態から他の事態に移つて行きます其の過程が、人の力で移るのではない、之は神の～目に見えざる力によって移る、或いは天災地変によって移ると云ふやうなことを申しております、その間の因果の関係を欠いて居るのでございます。随つて是は変革と申し切れませぬものであります。しかしながら左様な思想を流布致しますことは其の禍害が変革の場合同様恐るべきものがあります」。それ故、そのような者を取り締まるのに「国体否定」处罚規定が必要だというのである。 渡辺治 「ファシズム期の宗教統制～治安維持法の宗教団体への発動をめぐって～」 東京大学社会科学研究所編 『ファシズム期の国家と社会4 戦時日本の法体制』 1979 pp.159-162

皇を中心とする国家神道は、全世界を征服し、“神国日本”と化さんとする奇異なイデオロギーであった。そして、神社は、天皇の神的権威を正当づけ、天皇の「臣民」を教化して、徹底的に天皇の「臣民」を戦争協力に動員する強烈な役割を果たした。このような「殺人装置」が、現実に、隣人である韓国をどのように蹂躪していったのかを、特に神社参拝強制の事実を中心にして見てみよう。

既に日本は1910年に韓国を併合して植民地としていた。寺内總督による武断政治、1919年の三一独立運動の発生に伴うその弾圧と武断政治の失敗、齊藤実總督による、いわゆる「文化」政治時代を通して、總督府は武力的、文化的に支配網を全国に張り巡らせていました。

こうした日本の韓国に対する植民地支配は、満州事変(1931)から始まり、上海事変(1932)、日中戦争(1937)、遂には太平洋戦争(1941)に至るまで（これらを総称して「15年戦争」という）、軍部の台頭に伴い、アジアに対する日本の侵略戦争が拡大するにつれて、いよいよ強化されていく。その理由は、日本が中国大陸、さらには全アジアへと軍事的侵略を進めて行こうとするために、すでに植民地となっている韓国を「兵站基地<sup>\*53</sup>」にしようとしたからである。ソ連、中国といった広大な相手を敵に回しては、後押しする補給基地は物質的にも、精神的にも安定していかなければならない。それで、物的、人的な動員体制を構築するために「同化政策」、さらには1930年代には「皇國臣民化政策」を打ち出すのである。

宇垣一成總督(1931~36年在位)の「内鮮融和」論は、南次郎(1936~42年在位)の「内鮮一体」論へとエスカレートしていく<sup>\*54</sup>。このような論理によって、日本は、日本人と全く区別ないように韓国人の民族性を抹殺し、皇國の臣民と化して戦争に動員しようとした。

1937年の日中戦争勃発によっていよいよ韓国人の「臣民化」は積極化する。1937年「皇國臣民の誓詞<sup>\*55</sup>」を唱えさせ、1938年、朝鮮教育令を改正して、韓国語の使用を禁止。強硬に思想統制する為に、朝鮮思想犯保護監察令を発布し(1936年)、朝鮮中央情報委員会を設置し(1937年)、国民精神総動員朝鮮連盟(1938年)を結成した<sup>\*56</sup>。また、戦争物資の調達の為に、「国防献金」を徴収し、貯蓄を強要し、「愛国債券」を販売し、金属製の生活什器を収奪した。そして、人力動員の為に「陸軍志願兵制度」(1938年)、「国民徵用令」(1939年)、「学徒動員令」(1943年)、「徵兵令」(1944年)によって多くの力を強制的に動員し、「女子挺身隊勤務令」(1944年)によって女性まで動員し、従軍慰安婦にするなどの残酷な犠牲を強要した。こうして、韓国人を兵力として、労働力として、学生や女性に至るまで、まさに全韓国人を戦争に動員しようとした。1940年には日本式の名前に変える「創氏改名」を実行。韓国人の「人格を破壊」し

\*53 「『兵站基地』というのは、元来、軍の戦略用語である。戦争の勝負を決する重大な一要件が前線補給の確保にあることは昔も今も変わらないが、その為には戦場に最も近く、しかもその基地自体として自活しつつ、同時に前線への補給をも確保しうる、というところが兵站基地として最も理想的であらう。その意味で、半島朝鮮が大陸兵站基地と呼ばれること故あるかなと言はねばならぬ。」（朝鮮總督府情報化「新しき朝鮮」1944年）つまり、自活しつつ、同時に前線への補給をする（前線に最も近い）後方基地のこと。姜在彦『日本による朝鮮支配の四十年』142p.

\*54これは「韓国民族は日本民族と運命を共にする日本民族の一部であり、いわゆる輿匪的民族解放の対象ではなく、日本民族と共にアジア諸民族を西欧の帝国主義の圧政から解放しなければならない主体」だと言うのだ。韓国基督教歴史研究所『韓国基督教の受難と抵抗』296p.

\*551911年「第一次教育令」では「教育に関する勅語の趣旨に基づき忠良ナル国民を育成」（第二条）とあった「国民」を「臣民」に変え、次の誓いを学校、教会、あらゆる集会で唱えさせた。「一、私共ハ大日本帝国ノ臣民デアリマス。二、私共ハ心ヲ合ワセテ天皇陛下ニ忠義ヲ尽クシマス。三、私共ハ忍苦鍛錬シテ立派ナ強イ国民トナリマス。」（子供用）既に生まれながらの「臣民」である日本人は唱える必要がないので、日本には無かった。韓国だけのものである。姜在彦 前掲書 168p.

\*56皇民化の中心的機構として民衆の生活全般を統制した。十戸単位で「愛国班」を組織し、以下の事ごとを実行させた。①毎朝の宮城遙拝、②神社参拝勵行、③祖先祭祀勵行、④皇國臣民誓詞朗誦、⑤日章旗掲揚、⑥日本語生活の励行等々...21項目。中でも、宮城遙拝と勤労貯蓄は当面の「必行二目」として特に重要視した。 韓国基督教歴史研究所 前掲書 297p.

ようとした<sup>57</sup>。

このような一連の「皇民化」政策は、「神社参拝の強要」をもってその頂点に達する。大日本帝国は「兵站基地」である韓国の「臣民」たちに強制的に神社を参拝させて天皇と大日本帝国に忠誠を誓わせ、そして「天皇に栄光あれ！」と参拝したすべての皇国臣民たちを片っ端から天皇の栄光を現すための戦争へと動員しようとしたのである。

「社会ノ風教ニ重大ナル関係ヲ有ッテ居」る宗教を「監督シテ社会ノ秩序安寧ヲ妨グズ 又、臣民ノ義務ニ背カナイヤウニ<sup>58</sup>」監督と統制を強化する為に、1899年、宗教法案が国会に上程された。結局、この時は宗教団体によって反対され、否決された。その後、1927年、1929年と三度にわたって提出されたが、同じように否決された。だが、軍部の台頭と1937年の日中戦争により、政府は強大な権限を握って、あらゆる部門を統制し、戦時体制を全国に布くに至った。このような状況の中で、宗教の国家統制を目的とするこの法案は、1939年に「宗教団体法」という名で可決される。この法律によれば、教会を設立する際<sup>59</sup>は勿論、教職の資格まで総督府の認可を受けなければならず、教理、教義までも許可を必要としたのだ。そして、国体である「安寧秩序ヲ妨ギ」、天皇の「臣民タルノ義務ニ背クトキハ」容赦なく弾圧された<sup>60</sup>。既に3項に於いて述べた通り、宗教団体の一切を統制するこの法の成立は、日本のキリスト教会にとっても、韓国のキリスト教会にとっても決定的なことであった。文部大臣は宗教団体の生殺与奪の権を握ることになる。このような中で、日本は日本全国と韓半島全域に神社参拝を強制したのである。

既に1876年の韓日修好条約による開港時から、日本の侵略と共に神社神道は浸透していた。併合以前には、渡韓して来た日本人たちが自分たちの為に神社を設立していたが、併合後、総督府は天皇の神性を直接示威する為に、明治天皇を祭神とする朝鮮神宮を建て、他にも多くの神社を建てた。そして、御真影(天皇、皇后の写真)、教育勅語と同様に、神社参拝、神社への寄付を強要した。そのため、言論機関の非難を受けたり、神社参拝の拒否事件が起きた<sup>61</sup>。だが、未だ、1920年代は政府の姿勢は全体的に消極的であった。

神社参拝の強要が本格化するのは、1930年代、特に満州事変以降である。戦時体制を強化しようとした日本は、1932年、全羅南道光州地域で「満州事変に対する祈願祭」を開催し、学生たちの参加を求めたが、キリスト教学校がこれを拒否した<sup>62</sup>。平壌や元山でも同じような事件が起り、日本はキリスト教系学校に対する弾圧を強化した。

日本の報復は、当時「韓国のエルサレム」と呼ばれていた平壌から始まった。1935年11月、平安道知事が道内の公・私立中学校の校長たちを召集し、平壌神社に参拝することを要求したのだ。すると、参席していた崇実学校校長マッキュー(G.S.McCune)と崇義女学校校長スヌーク(V.L.Snook)等は、キリスト教徒としてこれに応じることはできないと拒否して問題となった。これまで警告にとどめていた総督府もこれを契機に強硬策に出た。参拝しないならば、校長職罷免、強制廃校すると脅迫<sup>63</sup>。キリストの命令に

\*57柳東植 『韓国の基督教』 107p.

\*58当時の首相山県有朋の提案説明より。 戸村編 『神社問題とキリスト教』

\*591915年の「布教規則」では許可制だったが、三・一運動以来は申告制だったしかし、これを契機に再び許可制に逆行した。 韓国基督教研究所 前掲書 51p.

\*60四条、三条、二十三条、十六条 戸村編 『神社問題とキリスト教』 403p.

\*61「東亜日報」は神社参拝を偶像礼拝と批判するために無期停刊処分を受けた。また、1924年に、江景公立普通学校の生徒たちが神社参拝を拒否して問題となった。 韓国基督教研究所 前掲書 308p.

\*62韓国基督教研究所 前掲書 309p.

\*63知事は「神社に行かない学校は帝国内に存在できない」し、拒否は天皇への冒涜とみなされる、「神社参拝を拒否する校長は、その

背く神社参拝を拒否し続けた二人は、1936年遂に校長職を罷免され、アメリカへ出国させられた。このようにして、1938年までに18校の長老教系ミッションスクールが廃校にされた<sup>\*64</sup>。この事件の際に日本が示した神社参拝強要の論理は次のようにある。「一、神社参拝は宗教儀式ではなく国民儀礼であり、礼拝行為ではなく、祖先に最大の敬意を表すことである。二、教育の目的は学生たちの知的育成のみにあるのではなく、学生をして天皇の臣民ならしめるところにある。それゆえ教師と学生は、すべて、共に神社参拝を通して、天皇に対する敬意を表さねばならない。<sup>\*65</sup>」

日本の神社参拝強要は、教育界に対してのみではなかった。「皇國臣民化」する為に神社による教化を推進した。各地に神社を急激に増設し<sup>\*66</sup>、「一面一神祠政策」によって、山間僻地の面単位にまで神祠を建てさせ、一般民衆にも参拝を強要した。1936年には神社に対する公的支援を制度化した。同時に、神社に社格を新しく定めて系列化し、その頂点に伊勢神宮を置いて全神社に天皇の神的權威を貫徹させた。そして、派出所などの官公署・学校には神棚を設置し、遂には一般民家にまで強制的に神棚を設置させ、毎朝これに参拝するよう強要した<sup>\*67</sup>。既に述べたが、1938年からは各村の神祠を中心に10戸単位で組織された「愛国班」を通して宮城遙拝、神社参拝の監視を徹底させた。

韓国教会に対する神社参拝強要が本格化し始めたのは、1938年からだった。キリスト教は、(i)天皇崇拝、国家神道を軸とする日本の国体とは真っ向から対立する教義を持つ、(ii)内外の民族運動、独立運動と深い関係を持ち、時には神社参拝を拒否するなど最大の抗日勢力であった、(iii)宣教師たちを通して、英米の世論とつながっていた等々、以上の理由<sup>\*68</sup>により、総督府にとってキリスト教は最も恐るべき敵であったのだ。そこで、教育医療宣教活動に大きな貢献をしていた宣教師たちを国外追放した総督府は、1938年2月、「キリスト教に対する指導対策」をまとめた<sup>\*69</sup>。そして、警察を動員して神社参拝を決議するよう老会に圧力を加えた。カトリックと監理教は“神社参拝は政治的行動”としてこれを受諾した。長老教は、1938年9月までに全国23老会中老会が神社参拝を決議。総督府は「神社参拝拒否教徒断固検束」の強硬策と共に、牧師たちを日本に送って、既に神社参拝をしていた日本の教会を見て回らせた<sup>\*70</sup>。6月には日本基督教大会議長富田満が長老派教会の招きで来韓し、神社参拝をするように説得して回った。

こうして、総督府による神社参拝強制の圧力は、最後の砦である長老教会を崩すことでクライマックスを迎える。1938年9月の第二十七回長老教総会で、総督府は遂に神社参拝を可決させた。この為に総督府

---

資格を剥奪されるだろう」と脅迫した。 潤正彦 『未完 朝鮮キリスト教史』 日本キリスト教団出版局 240p.

\*64柳東植 前掲書 108p.

\*65韓国基督教研究所 前掲書 310p.

\*66中でも1939年に創建され始めた官幣大社扶余神宮は、その祭神が往神、齊明、天智の三天皇と神功皇后であった。これは古代に於ける韓国侵略者達が神となって植民地韓国に降臨したことを意味するという極めて日帝の侵略性を露骨に現したものだった。 村上重良 『國家神道』 193p.

\*67韓国基督教研究所 前掲書 311p.

\*68当時韓国のキリスト教会は信徒20万人、韓国人教職者2,300名、外人宣教師270余名、ミッションスクール300以上、それに多数の病院、孤児院等を経営していた。信仰という固い絆で結ばれた教会は毎週熱心に集まり、しかも全国的なネットワークを持ち、加えて宣教師を通して国際世論ともつながっているために、問題が生じた時には直ちに国際世論を喚起できた。思想的には人間の尊厳、自由と平等、迷信打破を説き、医療活動と教育活動(ハングル普及と啓蒙運動等)により民衆の信頼を得ていた。こうした団体は当時キリスト教会しか無かった。それで教会が思想的にも政治的にも独立運動の拠点となりえたのであった。

\*69国旗掲揚、東方遙拝、神社参拝の強制、贊美歌、説教等の厳重取締、出版物の検閲等「これをがけざる頑迷なる教徒」への処罰等をその対策とした。 韓国基督教研究所 303p.

\*70同上 313p.

は工作を働く。事前に老会代表（193名）<sup>\*71</sup>が警察に呼び出されて、（i）総会に出席すれば神社参拝が罪でないことを動議する。（ii）神社参拝問題が上程されれば沈黙を守る。（iii）この二点を実行する意志がなければ欠席するよう強要し、さもなくば検束、投獄することとした。そして、前日、親目的な総代を包摂し、提案者まで決めて<sup>\*72</sup>宣教師たちにはこれに関与しないよう要求した。こうして総会当日は97名の制服、私服の警官達が総代の合間合間に席をとって脅迫する<sup>\*73</sup>という異常な雰囲気の中で神社参拝決議案が通過した。そして次のような声明文を出した。「我らは神社は宗教ではなく、基督教の教理に反しないという本意を理解し、神社参拝が愛国的国家儀式であることを自覚し、よって神社参拝を率先励行して国民精神総動員に参加することにより非常時局下での銃後の皇国民として赤子たるの忠誠を尽くすことを期する。

昭和13年9月10日 朝鮮耶蘇教長老会総会長 洪澤麒」

これ以降、総督府はこの決議文と宗教団体法を利用して本格的に韓国教会に神社参拝を強要するようになり、礼拝堂にも神棚を設置させ、礼拝の順序にまで「愛国的儀式」を入れるよう強要した。1940年からは最後まで抵抗する基督者に対する一斉検挙が行われ、200の教会が閉鎖、2000名が検挙され、50名が殉教した。1945年8月17日（敗戦の二日前）には全国の教会指導者達を虐殺する計画まで立てていた<sup>\*74</sup>。

\*71柳東植 前掲書 109P.

\*72親目派の朴鷹鉉は提案者に、朴臨鉉は動議者の役割を担った。李象奎『韓国教会の歴史的流れ』 74p.

\*73柳東植 前掲書 109P.

\*74金シンテ編『韓国基督教と神社参拝問題』 韓国基督教歴史研究所 303p. 虐殺計画に関しては、いくつかの資料が証言している。主なものとしては、W.N. Blair, 「Gold in Korea」 1946, p.105, S. H. Moffett, 「The Christian of Korea」 1962, p.76, 文定昌「軍國日本朝鮮強占三十六年史」下、1967年、530頁の三つである。最も古い証言としては、宣教師ブレアが戦後まもなく（1946年に）書き記した「Gold in Korea」であるが、それによると、「いろいろな情報源から報告されていることであるが」と前置きをしながら、日本軍が「1945年8月半ば頃すべての朝鮮のクリスチヤンを皆殺しにする計画を立てた」と証言している。これが終戦の翌年アメリカで出版されたことを考えると、この文章は終戦の年あるいは翌年初めには書かれていることになり、戦争経験者あるいは当事者の「証言」と言いうる。「It has been reported from various sources that after the Philippines fell to the American forces, the Japanese army leaders anticipating an American-Russian attack upon Korea and fearing lest Korean Christians should attempt to aid the allies actually made plans to massacre all Korean Christians about the middle of August 1945.」以上のような証言を踏まえながら、戦後、さらには朝鮮戦争を終えてしばらくして落ち着いた1967年になると、経済学者の文定昌の書いた「軍國日本朝鮮強占三十六年史」には、韓国の治安隊が捕まえた日本人高等刑事を尋問した際の証言として、日本が米軍上陸に備えて彼らに味方しそうな反日・親日分子を全員処刑することが紹介され、さらには防空壕を装った処刑場まで存在し、そこに案内されたことが次のように紹介されている。「日本軍は米軍が仁川・釜山上陸を予想していて、これに備えるために1945年晩春から各地の憲兵隊と警察署を催促して朝鮮人志士たちを捕まえ始めたので、その範囲は本書の17章第4、3に於いて見た、所謂、保護団体所属の志士たちをその第一級とし、彼らの危険視度によって五等級に分けたのであるが、その中には灰色的親日分子もたくさんいた。朝鮮人識者たちはその学問と識見が高~博であればあるほど日本人たちの包摂へ懐柔工作が強く加えられることがあるので、彼らの強占下で生きていくためには萬不得已 総督統治に協力~そのようなふりをしなければならなかつた。日本人たちは、そのような朝鮮人識者たちは米軍が上陸すれば必ず米軍に附勢して日本人たちに大きな危害を加えることを見て、そのような彼らはその所謂親日阿附（へつらい）分子たちを志士たちと共に防空壕を装った殺人窟内で殺害し始めたので、そのようにして殺害しようとした志士・識者たちの数がおよそ50,000人であると一部の消息筋は伝えた。註 この時、1) 地方憲兵隊と警察署は志士たちを捕まえて処刑するために調査を急いでいて、2) ソウル市内のそうした対象者たちのうち、疎開のおかげで捕まる災いを免れた者が多く、3) 処刑直前に解放に迎えて、大部分のそうした志士たちが殺されることを免れるようになったのであった。こうした事項の内容は主に鐘路警察署刑事主任、崔奎震その他朝鮮人刑事たちから漏れたり（論言人 柳光烈 証言）、あるいは解放後、寧邊郡治安隊が日本人高等刑事を訊問した結果、その者は寧邊警察署が使用していた次の殺人窟に案内した。（金鎭宇・韓徵永共著『制憲國會史』二四～五面） 所在地：寧邊郡寧邊邑 外山谷、窟の広さ：二十坪、殺人能力：二時間に二十人ずつ、殺人方法：窟の中に入れればすぐ窒息し、日本軍人が竹槍または日本刀で突いて殺す。殺害予定者数：27,000人】（原文韓国語）

## 5. 弾圧を受けた人物の実例（殉教者朱基徹牧師への弾圧について）

神社参拝の強制に抵抗する者は徹底的に弾圧され殺されたが、その代表的な人物として朱基徹牧師を挙げることができる。

朱基徹牧師は、日本による神社参拝の強制に抵抗し、自身が神社を参拝せず、神社参拝が聖書の教える十戒の第一戒と第二戒に反する罪であることから教会で神社参拝をしないよう教えたことの故に弾圧を受けた。1938年2月の第一次拘束以降およそ五年間にわたって四度投獄され、1944年4月21日平壌刑務所で殉教する。

獄中で受けた拷問について、本人は次のように周囲の者に述べた。「日本の警察の酷く残酷で執拗な鞭は、肉を裂き、あまりの痛みに神経が爆発するほどです。痛みがこれほど酷く、恐ろしいという経験は言ふに耐えません。でも、これが始まりです。<sup>\*75</sup>」二回目の拘束の時は、朝九時から午後二時まで、拷問されながら尋問を受けた。特に義城警察署の拷問は酷く、非人間的、残虐で、その苦痛は極めて耐え難いものであった。竹刀で頭や体を手当たり次第に力一杯めった打ちにされる、天井に吊されて鼻から唐辛子入りの熱湯を注がれる。こうした拷問を何日間も受け続けたために食道が腫れて食事が喉を通ることはおろか呼吸さえままならなかつたという。休まる暇もなく、何度も氣絶したかわからない。これだけでも死ぬほどの苦しみであることは言うまでもないが、これに加えて悪名高き義城警察署ではさらに酷い拷問を行っていた。ある牧師はその地下の拷問室で拷問されている途中で担架に乗せられ、そのまま共同墓地に行つたという。またある若い牧師は拷問の果てに担架に乗せられ病院に入院していたが、8日後にその病院で亡くなつた。ある伝道師は拷問によってとうとう精神に異常をきたして精神病院に収監されたが、その病院で最後の余生を送り、淋しく死んでいったという。朱牧師は後日、山亭峴教会に戻り、この時の苦しみを次のように述懐した。「7ヶ月間義城で受けた肉体的な苦痛はそれでも耐え忍ぶことができたが、精神的な孤独感は本当に耐え忍ぶのが難しかつた。70余名の同士がある朝、皆捕らえられて來たが、一晩過ぎると一人の同士が両手をさつと上げて日本に降伏したのである。また一晩たつと二人の同士が降伏してしまい、また一晩たつとまた降伏してしまい……。12月になるとたくさんいた同志たちがみんな降伏してしまつて最後に4名だけ残つて最後まで抵抗したが、その時受けた精神的孤独感、寂しさは實に耐え難かつた。<sup>\*76</sup>」「電気の拷問、後ろ手に吊す拷問、横つ面を殴る、棍棒で殴る、木刀で殴るなどはここでは普通の拷問であり、……生爪をはがされ細い竹串で突き刺す拷問はつらい拷問であった。最も耐え難い拷問はアルコールランプの芯を性器の尿道に突っ込む拷問だったという。血が流れ、カミソリで皮膚をえぐられ続けるような酷い痛みで、これを受けると小便をするたびに耐え難い激痛に襲われ、あまりの痛さに部屋に帰つてもあちこち歩き回つては便器に掘まつて泣いた。死ぬほどの苦痛は一ヶ月も続いた。<sup>\*77</sup>苦痛を忘れるため十字架の讃美歌をいつも歌い、賛美する時、拷問の痛みはやわらいだ。あまりの苦しみに「主よ、この弱い朱基徹をあまり長くほおつて置かないで、早くみもとに取り上げて下さい。」とよく祈つたとい

\*75 関庚培『朱基徹』 東亜日報社 156p.

\*76 朱光朝長老の証言

\*77 朱基徹牧師の三男が朱牧師から聞いた話。金ヨナ 前掲書 324～326p. 四男朱光朝長老の証言にも次のような証言がある。「その時私が経験したもう一つの衝撃的な事件は、父が借宿に戻つて来た時のことです。祖母は兄達と私を呼んで、父が牢獄から帰つてきたので、一つしかない部屋では、母と一緒に寝なければならぬので、おまえたちは屋根裏部屋でむしろを敷いて寝なさい。と命じた。私たちはそれに従つた。翌日早く目を覚ました私は、父の顔が慄かしく、父と母が眠つてゐる部屋に入ろうと戸を開けようとしたその瞬間、部屋の中から父の押し殺すうめき声を聞いてびっくりした。父は尿つぼを前に小水をするのに陰部が痛み、がまんできずに転がり回りながら泣いていた。私は、父が苦しんでいるその光景に、非常に驚いた。後からわかつたことであるが、外的に何の傷もないが、性器拷問を受けつたのである。それであんなに苦しんでいることを知り、私の体が刃で裂かれるような痛みと衝撃を同時に感じた。」

う。<sup>\*78</sup>でも、これだけ極限の苦難の中でも、朱基徹牧師は妥協しない。「天皇陛下もイエスを信じなければ地獄に行くというのか?」との刑事の質問にはきっぱり答えた。「人間はすべて同じです。天皇といえども、神を信じず、罪を犯せば地獄へ行きます。」<sup>\*79</sup>また、このような地獄のような苦しみのどん底にあっても、隣人を励まし、慰めることも忘れなかつた。例えば、金良源牧師がこれからやることが多いを考えて、一日でも早く出ようと焦っていた。それを見た朱基徹牧師は金牧師に「君、何故そう焦るの?そんなに焦らないで。ここが天国じゃないか。」と言って慰めてくれたと言う。朱基徹牧師はイエスの御名の故に苦難を受けることからくる良心の自由と平安を体験していた。

朱基徹牧師が四度目に投獄された時は1939年9月の長老教第二十八回総会を目の前にした時であった。この時すでに宗教団体法可決(3.23)の後である。日本はいよいよ軍国主義化を強め、「国民精神総動員朝鮮耶蘇教長老会連盟」を組織した。このため邪魔となるのが朱基徹牧師と山亭峴教会の存在である。警察はあらゆる手段で朱基徹牧師に牧師職放棄を迫る。その執念は凄まじいものがあった。総督府は三ヶ月以内に牧師職を辞任しろと朱牧師に命じる。牧師職を辞任さえすれば神社参拝は強制しないという妥協条件であったが、朱牧師はこれを拒否する。すると、1939年8月のある日曜日、警察隊は礼拝堂を包囲して朱基徹牧師に説教禁止令を下す。警察は「今日から説教するな!」と朱牧師に命じる。すると朱牧師は答えた。「私は説教権を神さまから受けたので、神さまがやめろと言わればやめるであろう。しかし、私の説教権は警察から受けたものではないので警察署がやめろと言えるはずがない。」「説教を止めなきや、逮捕する。」と警察が脅迫すると朱牧師はこう言った。「説教することは私のつとめで、逮捕することはあなたのつとめだ。私は私のつとめを果たす。」「大日本帝国警察官の命令に従わんと言うのか!」との警察の怒号に対し、朱牧師はこう応えたのであった。「その日本の憲法が礼拝の自由を許可したのだ。あなたがたは、今、礼拝妨害、憲法違反をしているではないか。」そうして講壇に立った朱基徹牧師の姿は厳肅であり、同時に悲壯でもあった。そこに臨席していた金麟瑞はあまりの緊張に説教の言葉を筆記できなかつた<sup>\*80</sup>。

朱基徹牧師の四男、朱光朝長者は次のように証言する。「ある人は殉教者朱牧師を普通とは異なる特別な人と見る場合が多いのですが、私の知る朱牧師はむしろあまりにも人間として平凡な父であり、夫であり、息子でありました。だから、彼は自分に迫り来る拷問による肉体の苦痛をあまりにも耐えがたく思い、自分の家族が飢えて追い回される姿にあまりにも胸が張り裂ける思いであったのです。四度目に拘束されていく日、牧師館の板部屋の柱を握りしめてぶるぶる震えながら祈っていた父の軟弱な姿、その父を後ろから抱くようにしてかばい共に泣きながら祈っていた母の痛ましい姿は、今に至るまで忘れることができない心の傷として私の内に残っています。<sup>\*81</sup>」

平壌老会は1939年12月15日の臨時老会で朱基徹牧師の除名を決議する。「教職者として国家儀式不履行は総会決議の精神に違反し、平壌老会遂に(朱基徹牧師)免職決議。朱牧師に峻烈な免職処分を決意。」<sup>\*82</sup>(長老会報1940年1月25日号)さらに朱基徹牧師の牧会する山亭峴教会も1940年3月24日に強制閉鎖されてしまう。その翌月1940年4月朱牧師は一時的に釈放され牧師館でなく貸間へと帰つて来る。「お前は山亭峴教会から罷免され今や牧師でもないし、今はお前が立つ講壇もなく、またお前が騒いでみたところでどうしようもない。お前だけが神社参拝しなければいい。それが罪だとみんなを扇動さえしなけれ

\*78 William Blair and Bruce Hunt, "the Korean Pentecost" The Banner of Truth trust. 102p.

\*79 金ヨナ 前掲書 324-325p.

\*80 同上 30P.

\*81 朱光朝長者の証言

\*82 『蘇羊朱基徹牧師記念論文』 140p.

ば家族と一緒に故郷に帰って平安に暮らせるんだ。」と警察が言いながら朱牧師を懐柔しようとするが、朱牧師は少しも妥協しなかった。立つべき講壇はなかったが、朱牧師の立っている所がそのまま講壇であった。

それから四年間、朱牧師は平壤刑務所で過ごすことになる。獄中での最後の二十日間は何も食べられなくなつて衰弱した。死にそうな夫を家に連れて行くよう看守が呉貞模夫人に勧めた時、朱基徹牧師はこう言った。「私が一体どこへ行こうというのです？ここが私の家です。」<sup>\*83</sup> そうして 1941 年 4 月 13 日に病監へ移された。最後の日が近づいたことを悟った朱基徹牧師は家族への遺言書を残す。力無い字で書かれていで読みにくかったが、その内容は次のようであった。「八日後には必ず召天して主の御前に行くことだろう。今からだが腫れ上がっています。ああ、お母さんに会いたい。お母さんによく仕えてあげて……お母さんをよろしくお願ひします。お母さんには申し訳ありません。幼い子どもたちをよろしくお願ひします。末子光朝の分として生命保険にかけた二百円を使って勉強させて下さい。温かい釜の焦げ湯を一杯飲みたい。私は主のみもとに行って山亭峴教会、そして韓国教会の平和のために永遠に祈るでしょう。教会にこのことを伝えて下さい。私を熊川に持つて行かないで、平壤のドルバク山に埋葬して下さい。私の母も世を去つたら私と同じように埋葬して下さい。<sup>\*84</sup>」こうして、4 月 21 日夜 9 時、朱基徹牧師は獄中で 48 歳にして殉教した。殉教した翌朝早く呉貞模夫人が刑務所に面会に行くと前夜に亡くなつたという知らせを聞き、刑務所正門の真向かいにあるリンゴ屋から木箱をもらって臨時の棺桶を作り、夫の遺体を入れて貸間の自宅に帰つて來た。その亡骸は骨と皮だけで、足の爪がすべてがされてあまりに惨めであつたため、朱牧師の四男朱光朝長老（当時 13 歳）はそのボロボロの足を教會員に見せたくないと思わず青い囚人服で必死に隠したといふ<sup>\*85</sup>。

殉教者だけが弾圧の苦難を受けたのではない。朱基徹牧師の妻である呉貞模夫人は、夫が牢獄にいる間、ただの一日も暖かい部屋で寝たことがなかつた。「夫が冷たい部屋で寝ているのに、私がどうして暖かい部屋で寝ることができるでしょう？」と言って必ず納戸か板の間に行き、座布団も敷かないまま、そこで祈りながら寝た。夫にひけをとらず十数回も警察に監禁され、そこでさまざまな侮辱を受けた。子どもたちは学校を退学処分になり、総督府からは配給を打ち切られ、しかもあちこちと十三回も転居させられた。わずか一杯のおかゆを二日目に分けて飢えをしのいだこともあった。しかし、それでも、呉貞模夫人はこの約束通り必死に家庭を守り続けた<sup>\*86</sup>。平壤老会は、朱基徹牧師を除名した時、教会に命じて朱基徹牧師の家族を牧師館から追い出すように命じた<sup>\*87</sup>。警察の指示を受けた平壤老会長、平壤老会視察長、山亭峴教会の自称堂会長の三人は移転命令を教会に伝えに來た。移転命令を受けた劉啓俊長老は、その時、それが寒い冬で、「雇つてある使用者でも追い出せない時節なのに、まして神に仕える牧師宅からその老母と幼い子どもたちを追い出することは忍びない。」と答えた。呉允善長老はこれら三人の牧師たちに憤激してこう非難した。「牧師さんたちは月給を教会から貰つてゐるのですか。警察から貰つてゐるのですか。このような使いは警察署の用務員がする仕事です。牧師でありながら、どうして牧師の家族を追い出せと言えるのですか。<sup>\*88</sup>」しかし、その翌日、平壤警察署は平壤老会決議に基づいて朱牧師の家族と所持道具を引きずり出し、牧師館を閉鎖してしまつた。朱牧師の母は言った。「神さまが朱牧師に下さつた社宅なの

\*83 William Blair and Bruce Hunt, Ibid. 101p.

\*84 William Blair and Bruce Hunt, Ibid. 101p. 金ヨナ 前掲書 459p.

\*85 朱光朝長老の証言

\*86 金麟瑞 前掲書 34-35p.

\*87 Kum Sam Lee, Ibid. 172p.

\*88 閔庚培 「神の栄光のみ」 285p.

だから、私はこの家で死ななきやなりません。」こうして牧師館を追い出された老母は物置で三日三晩慟哭した。その時、朱牧師夫人は留置場に閉じ込められていたが、吳夫人は水も御飯も全く食べず、眠りもせずに、三日三晩大声で祈ると、警察は思わず驚いて釈放し、警察署長の妾の部屋に朱牧師の家族を移して監視した<sup>\*89</sup>。この時の様子を朱光朝長老は次のように生々しく証言する。「(会堂が閉鎖された日から) 2週間後、2人の牧師と刑事 15 名が突然我が家になだれ込んで来た。その時は父も母も牢獄にいて、家には私とすぐ上の兄それに祖母の3人しかいなかった。2人の牧師はポケットから紙切れを1枚取り出して読んでから、それを私たちにくれた。その紙切れには『朱基徹牧師は山亭峴教会から罷免されて今は牧師でもないのだから牧師館にいる資格もなく、平壌老会でこの牧師館を平壌神学校の教授の住居として使うことにしたので今日直ちに出て行って下さい』と言う、いわゆる『牧師館明け渡し命令書』であった。祖母は扉の取っ手をつかみ、『神さまが下さった家だから、朱牧師が来て一緒に出て行こうというのでなければ絶対出て行くことはできない。』と言った。すると刑事の一人が祖母を軽々と抱き上げ、家の門の外に放り出した。そして私たちを無理やり家の門の外に追い出し、彼らが持つて来た手押し車2台に荷物を積んで、10分のところにある警察署長の妾の家の、一つしかない部屋に私たち皆を追い出した。そしてその牧師館までも完全に閉鎖処分にしてしまった。それから5年間、私たち家族の迫害と流浪の生活が始まった。私たち家族は解放の日で13回も引越しをしなくてはならなかつたが、それは日本の刑事の監視下にあるような人間に自分の家を貸してやろうなどと思う人がいなかつたためである。平壌の山亭峴教会の信徒たちも教会を失ってしまったまま遠くから教会を眺めつつ涙を流し、夜明けになれば教会に来て教会のレンガをつかんで早天の祈りを捧げた。このような患難がその後5年間続いたのである。」朱基徹牧師の四男朱光朝長老の証言によれば、警察は朱牧師を拷問するだけで満足せず、それをわざわざ家族に見せて朱牧師に背教を迫った。しかしそれでも屈しないため、今度は朱牧師の目の前で吳貞模夫人に凄惨極まりない拷問を加えた。重要な証言なので以下に紹介する。「ある時、私と祖母と母が呼び出されて警察署に行くことになった。...地下に降りて行くと、地下は恐ろしい拷問室で、地下のどこででも拷問している音がみな聞こえた。みな死んで行く悲鳴があちこちから聞こえてくるのだが、自分自身が直接拷問されていなくても、その音だけ聞けば既に精神的に半分死んだような気分になるような、そんな所であった。私たちは左手の部屋へと案内されて入り、そこのセメントの床に座るよう言われたので言われるまま座った。部屋と部屋の間に透明のガラスがあつて、互いに見渡すことができるようになっているのだが、しばらくすると向かいの部屋に父が入って來た。父は私たちを見て手を振つて微笑んだ。彼らは父を後ろ手に縛つて空中に吊るし、私たちが見ている前でいわゆる‘ブランコ漕ぎの拷問’をした。足で蹴ると、空中にぶら下がつたままブランコのようになり、行ったり来たりするのである。壁には剣道の練習用の竹刀がずらりとかけてあった。日本の刑事たちがその竹刀を引き抜いてはあたかも剣道の練習をするかのように竹刀で父を叩いた。『やっ！』と氣合を入れて打つと、父はブランコになってこっちからあっちへと飛んで行き、またあっちからこっちへと飛んで來た。正確に数えてみるとできなかつたが、私が20回まで数える前に父は空中にぶら下がつたまま氣絶してしまつた。ところが父が氣絶する前に、私の横にいた祖母がまず氣を失つて倒れてしまった。そして母は拷問が始まつてや手を組んで『おお！主よ』と祈るばかりであった。父が氣絶したので縄を解くと、冷水を浴びせて正氣を取り戻させ、机の上に父を寝かした。故意にそうしたのか、首が後ろに落ちるようにして寝かせてあつた。そして刑事が部屋を出て、黄色いやかんいっぱいに水を注ぎ、平鉢に唐辛子粉をたっぷりと入れて、その水に唐辛子粉を全部溶かした。そしてそれを父の鼻と口に流し入れ始めたのである。父は始めは何度か抵抗したが、氣力がなくなつていったの

\*89金麟瑞 前掲書 34-35p.

かその後はそのままゴクゴクとされるがまま飲んだ。だいたい5～6分たつと腹がバスケットボール2個分位に膨れ上がって、気絶したのかまったく動かない。そして、刑事二人が腹の上に小さな椅子を二つ載せ、それを容赦なく力いっぱい踏みつけたのである。すると後ろに垂れていた父の口や鼻や耳から赤い水なのか血なのかわからないが、やたらとめどなく流れ始めた。それからまた冷水を浴びせ正気を取り戻させて机の上に座らせた。そうして刑事三人が私たちの部屋に入って来て今度は母を拷問し始めた。母は体が非常にきやしやでか弱い人だった。だから一度足で蹴られたら2～3メートル位ごろごろと転がったものであった。母を拷問し始めるや、今度は父が手を組んでひれ伏してひたすら祈った。母を拷問した理由はこうであった。『やあ、このあま！お前の夫の朱牧師を我々がこんなに拷問しているのに、どうして連れて帰らないのか。』と言っていたが、これは『早く朱牧師を連れて家に帰れ』と言うことだった。それなのに『どうして早く家に連れて帰ろうとしないで、「主よ！」とは何事か。』と言い、『夫を見殺しにするのか、このあま！』とののしりながら母を拷問した。あまりに大きな衝撃を受けた祖母はその日以来十日間ぐらい正気を逸していたほとんど正気を失っていた。家の前を通りがかる人々を捕まえては『私たちの朱牧師を助けて下さい。私たちの朱牧師を助けて下さい！』と言っていた。そして、10歳に過ぎぬ幼い私が目の前で両親が拷問される姿を見たのは、この上もない大きな衝撃であった。おかげでこの時から私は失語症になる。言葉が出て来ない。話そうとするとひどくどもる。『お母さん』と言おうとしても『お』という言葉すら1分もかかってやっと出て来たほどである。こうして3～4年間その苦しみを経験し、開放後2～3ヶ月過ぎてから正常に戻るようになった。』

## 6. 韓国に於けるキリスト教迫害の中心に位置する靖国

靖国神社は1862年安政の大獄以来の弾圧で処刑された尊皇攘夷の志士たちの靈を京都で祀ったことが起源だと言われる。それから明治維新があり明治元年に戊辰戦争で「お国のため」戦死した官軍の兵士たちの功績を顕彰するため、江戸城内、今の皇居で大々的に招魂祭を行い、翌年の明治二年に今の東京九段に招魂場が創設される。これが「招魂社」と改められ1879年に「靖国神社」と改称される。この後、靖国神社は日清戦争、日露戦争、さらには太平洋戦争に至るまで、「お国のため」に戦死した戦死者の功績を延々と勲功・顕彰し続けてきた。

「靖国神社」のユニークさはこの戦死者の「勲功・顕彰」、「戦死者の功績をほめたたえる」というところにある。これは元来日本の信仰にあったことではなく、明治政府がわざわざ独自に意図的に発明したものである。日本古来の民間信仰は「御靈信仰」と言われるものであり、それは「生前の恨みをいだいたまま死んだ人の怨霊が、疫病をはじめ、もろもろの災いをもたらすものとして恐れられる信仰」で、その怨霊の活動を鎮めるために「御靈鎮祭」を行った。そして、「怨念が強く、祟りがそれほど激しかった霊ならば、祈願もかなえてくれるに違いない。」という風に発展する。菅原道真を祀った「北野天満宮」などはその例である。九州に左遷された恨みで、死んだ時に雷が鳴った、だから「火雷天神」として京都の北野天満宮に祀られるというものである。しかし、戦争で戦死した人たちが「激しい恨みを抱いて死んだ」となると問題になる。なぜなら、「無念な」、「怨念を抱かざるを得ない」、空しい嫌な戦争に誰が行きたがらないからである。それで、「お国のために」死んだ兵士が、「無念な、非業の死を遂げた、哀れな」「御靈」となる、という部分を削り、彼らの死がすばらしい「栄光の死である」という面だけをひたすら強調して、死んだ靈を「英靈」となし、「日本の國を守る神」となると強調して、ひたすら戦死者の死を

ほめたたえるようにした<sup>90</sup>。

これは神道歴史の「歪曲」であると同時に、「捏造」でもあることは言うまでもない。何故なら、そんな「信仰」はもともと日本の歴史の中にはどこにもなかったからである。なぜそのような神道歴史の歪曲と捏造をしたのか、それは日本の国民を「喜んで」戦争に行かせて「お国のために」死なせるために他ならない。貧しい日本が、欧米からアジアを開拓するという名目で、アジアの盟主たらんと、無理な植民地支配と侵略戦争を推し進めていくためには、「アルカイダ」や「イスラム過激派」並みの玉碎戦法で、戦争に強力に動員して行かなければならず、それで「靖国神社」が必要だったということである。それは、最も安上がりに入々を戦争へ動員する、言うなれば「殺人装置」というべきものであった。

政府が本腰入れて靖国神社の思想を国民の間に定着させていこうとするのは日露戦争以降で、少なくとも、日清戦争の時には靖国の「英靈」思想は軍人たちの間にも定着していなかった。日清戦争が終わり、戦没者は一万三千二百六十七名で、そのうち8.6パーセントは病気で死んだ人である。通常、靖国神社に祀られる人は「戦死者」であって、「戦病死者」は不名誉の「犬死に」とみなされたため合祀されなかつた。しかし、天皇の憐れみによる「特祀」という形で後に合祀されることになる。そして、その直後に政府は「日露戦争」を始める。つまり、たとえ病死とはいえ、それらを「英靈」として合祀してあげなければ、「犬死に」と冷たく切り捨てられてしまうだけでは、次に迎える「日露戦争」を兵隊たちは喜んで戦いに行く気になれない。だから、無理やり「特祀」したのである。そして、日露戦争では日本は多大な犠牲を払うことになるのだが、ロシアから賠償金も取れなかつたために、戦死者と遺族に対して経済的に補償することができなかつた。このような中で、政府はさらに本格的に靖国神社での「英靈顯彰」を大々的に推し進め、どんどんと軍国主義に突っ走っていくことになる。すなわち、靖国神社とは、要するに、最も安上がりに、（一人あたり事務手数料たったの二百円のみの出費により）人を戦場へと送り出し、喜んで「お国のために死なせる」殺人装置なのである。國のために死ぬことは良いことだと「教育勅語」で教育し、実際に「お国のために」死んだら、「靖国神社に祀って」その死を顯彰し、ほめたたえて、「私たちも、先輩に見習って、同じようにお国のために勇ましく死のうではないか」と教育するその中心が靖国神社なのである。だから、「靖国神社」は別名「戦争神社」、「殺人神社」と言われる。「お国のために」に戦死した戦死者の「英靈」は、日本の國を守る「神」となって靖国神社に祀られる。そうなると、日本の全国民が自分を礼拝してくれ、現人神天皇さえも礼拝してくれる。「ああ大君のぬかづきたもう栄光の官、靖国神社」なのである。全国民に感謝され、全国民にほめたたえられ、日本国民の鏡とされ、日本国民の誇りとされ、日本国民の模範とされる。生前どんなに行いの悪かった者も、どんな平民も名もない田舎出身の二等兵も、「軍神」廣瀬中佐といった英雄や北白川宮といった皇族と並んで「神」となることができるのだ。最も安上がりに兵隊を戦場に送り出し、安心して喜んで戦死させるための、まさしく「殺人装置」こそ「靖国神社」なのである<sup>91</sup>。

この「戦争神社」「殺人神社」の存在なくして、あれだけの超法的・狂氣的な戦争動員はありえなかつた。そして、参拝を拒否した者は容赦なく国家権力により殺され、神社を拝んで忠誠を誓った者たちは次々と戦争に動員された。これが「靖国神社」の正体である。それは他ならぬ戦争のための神社すなわち「戦争神社」であり「殺人神社」である。戦時中は軍の管理する軍事機関であつたし、今は「一宗教法人」として生き残ってはいるものの、その基本的な性格は全く変わっていない。すなわち、「戦争讃美神社」であり、「侵略戦争正当化神社」と言うべき本質がそれである。

\*90大江志乃夫『靖国神社』 岩波新書 pp.115-124

\*91同上 pp.124-140 田中伸尚『靖国の戦後史』 岩波新書 pp.59-60

そして、それは同時に、国家がかつての罪を反省し悔い改めることを拒み続ける姿でもあり、さらには新たな侵略戦争を引き起こす歴史に道を開くことでもある。日本から見たら自国のために戦った「英靈」のように見えたとしても、侵略されたアジア諸国から見たら侵略国家の戦犯に過ぎない（政府との関わりに於いては犠牲者でもある）。でも、実際に戦犯と呼べば、遺族と右翼の怒りを買い、政府はそのような戦争を引き起こして推進した責任を問われる。だから、政府は戦死者の功績をひたすらほめたたえて自らの責任を誤魔化し続ける以外にない。相変わらずアジアに行けば侵略して悪かったと謝罪しながら、国内では強気にかつての侵略戦争を正当化しほめたたえて靖国参拝を繰り返し続けるのである。そして、かつての神社参拝強制さながらに「日の丸・君が代」を強制しながら、今や新たな侵略戦争の準備を始めているのである<sup>\*92</sup>。

---

\*92拙著 「日の丸・君が代」問題に関する考察 を参照 『基督神学』 東京基督神学校 第18号 2006 pp.54-104